

平成25年度入札制度の改正について

趣旨

経済・雇用情勢が一段と厳しくなっている状況の中、過当な競争による工事の品質や安全管理の低下を防ぎ受注機会の確保を図るため、公共工事に係る入札制度の改善を行う。

概要

1. 最低制限価格および低入札調査基準価格の引き上げ

福井県の最低制限価格および低入札調査基準価格の算定式および設定範囲に準拠し、最低制限価格および低入札調査基準価格の引き上げを実施する。

①対象工事：130万円以上で競争入札に付す建設工事に適用

②設定基準：

改正前	改正後
【算定式】	【算定式】
直接工事費×1.00	直接工事費×1.00
共通仮設費×0.90	共通仮設費×0.90
現場管理費×0.80	現場管理費×0.80
一般管理費×0.30	一般管理費× <u>0.55</u>
【設定の範囲】	【設定の範囲】
予定価格の	予定価格の
80/100～92/100の範囲	80/100～92/100の範囲

適用開始日

平成25年10月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

概要

総合評価落札方式に係る評価項目の評価内容及び適用開始時期について、次のとおり改正する。

1. 配置予定技術者の継続学習への取り組み状況

建設系CPD協議会の加盟団体及び建築CPD運営会議の継続学習制度（CPDS）における取得ユニット（単位）数

前年度（平成25年度）の推奨ユニット（単位）数取得率で評価加点する。

2. 環境美化活動

環境美化活動について、事業所が実施している活動内容を評価項目とします。

平成 25 年度中に総合評価落札方式により執行する入札案件については、平成 24 年度「かつやまをきれいにする運動」の活動実績及び平成 25 年度からの賛同状況を評価加点する。（平成 25 年度中の評価内容、評価基準は変更なし。）

平成 26 年度より環境美化活動については、評価内容を次のとおりとし、活動実績を評価加点する。

活動実績については、技術資料に写真画像の添付を求め確認する。

1. 自社の資材置き場について、環境美化・景観に配慮し、定期的（年 3 回以上）に整理を行っている。
2. 公共施設、公共設備、道路、歩道、街路樹の清掃（植栽含む）活動を定期的（年 3 回以上）に行っている。
3. 環境美化行事（クリーンアップ九頭竜川、地域の環境美化活動、講演会等）への参加

適用開始日

平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。